

令和7年度第6回稲毛区町内自治会連絡協議会三役会理事会

日時：令和8年3月4日（水）午後3時00分より
会場：稲毛区役所 2階・2-1会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

- (1) 令和7年度稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金の実績報告等について
- (2) 令和7年度決算見込みについて
- (3) 令和8年度通常総会の開催について
- (4) 令和8年度区連協要望事項の提出について

4 その他

- (1) 令和8年度地区連協負担金・交付金（見込み）について
- (2) 「千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験」の
実施期間延長について

5 閉 会

次回（予定）

第1回稲毛区町内自治会連絡協議会三役会・理事会

日時：4月7日（火）14時00分～

会場：稲毛区役所 講堂

令和7年度稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金の実績報告等について

1 実績報告 (各地区連協⇒稲毛区連協会長)

(1) 提出書類 (令和7年度の地区連協会長名でご提出ください。)

事業年度終了時に、地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書(様式第3号)に、以下の書類を添付して提出してください。

ア 事業報告書

イ 収支決算書

ウ 領収書等(※)の原本(コピー後、返却いたします。)

※原則、領収書やレシートで、提出が困難な場合には支出差引簿など支出の明細が分かる資料(令和8年3月31日以前の支出が対象となります。)

(2) 提出期限

令和8年4月1日(水)(用意ができ次第ご連絡ください。)

※提出期限までに収支決算が確定しない場合は、見込みでご提出ください。

(3) 提出先

〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4-12-1

稲毛区町内自治会連絡協議会事務局(稲毛区役所地域づくり支援課内)

担当:

電話: 043-284-6105 FAX: 043-284-6149

Eメール: chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp

2 額の確定等(稲毛区連協会長⇒地区連協)

上記1の提出書類等の審査後、交付すべき交付金の額を確定し、地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書(様式第4号)により地区連協に通知します。

地区連協に通知した様式第4号通知書において、既に交付されている交付金と補助事業の経費精算額、交付金の確定額が同額(通知書1~3の額が同額)の場合⇒ここで終了

地区連協に通知した様式第4号通知書において、補助事業の経費精算額、交付金の確定額より、既にその額を超える交付金が交付されている(通知書1の額が同2、3の額を超えている)場合⇒「3 返還命令」へ

3 返還命令(稲毛区連協会長⇒各地区連協会長)

上記2の様式第4号に記載した「交付金の交付決定額」より「交付金の確定額」を除いた金額の返還について、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書(様式第6号)により地区連協に通知します。

4 返還(各地区連協会長⇒稲毛区連協会長)

上記3の通知を受けた地区連協は、返還すべき金額について、同通知に定められた期限、方法により稲毛区連協会長に返還してください。

様式第3号

令和8年3月31日

地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書

(あて先) 稲毛区町内自治会連絡協議会長

申請者

住所 稲毛区〇〇台〇丁目〇番〇号

団体名 第〇地区町内自治会連絡協議会

代表者名 会長 〇〇〇〇 印

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

事業が終了いたしましたので、次のとおり報告します。

<p>交付金交付決定額</p>	<p>50,000円 ↑各地区連協に交付した額(記載済み)</p>
<p>事業の経費精算額</p>	<p>45,000円 ↑添付書類2「収支決算書」の当交付金の決算額と同額</p>
<p>添付書類</p>	<p>1 事業報告書 2 収支決算書 3 交付対象経費への支出を行った場合は、領収書その他の支出をしたことを証する書類</p>

・収支決算書は、各地区連協の総会等で使用する決算書の写しでも構いません。提出期限に間に合わない場合は、見込みで提出してください。

・対象となる領収書等は、地区連協交付金を充てた分のみです。

対象経費について

交付対象は、町内自治会の振興及び育成を図るために実施する公益的活動に係る経費です。そのうち、対象となる具体的な経費（使途）は、以下の例示のとおりです。

なお、使途は、区連協補助金や地域運営委員会交付金と同じ範囲内とします。

【 交付対象経費と具体例 】（★印は、一部対象外あり）

交付対象経費	具体例
共済費	・雇用保険料 など
賃金	・事務局員等への賃金 など
報償費★	・講演会等への講師謝礼 ・ボランティア等の協力者への謝礼 など
旅費	・交通費（費用弁償） など
消耗品費	・文房具代（用紙、ペン等） など
食糧費★	・お茶代、弁当代（会議、事業に必要なもの） ・食材、調味料（炊き出しなど事業に必要なもの） など
印刷製本費	・会議資料等の印刷代、作成チラシ等の印刷代 など
通信運搬費	・電話代 ・郵送料、切手代 ・プロバイダ料 など
手数料	・振込手数料 など
修繕費	・備品の修理代 など
筆耕翻訳料	・賞状等の筆耕料 ・多言語チラシ等作成の翻訳料 など
保険料	・傷害保険料 ・ボランティア保険料 など
委託料★	・事業の一部の業務委託料（祭りの警備業務等） など
使用料及び賃借料	・施設等の使用料、賃借料 ・物品のレンタル料 など
備品購入費	・一定期間以上使用する備品代（会議テーブル、椅子等） など
負担金、補助金及び交付金	・構成団体、関係団体等と連携、協力する事業のための負担金 など

主催・共催の立場で参加する事業（区民まつり等）に、負担金としての性質で行う寄附については、交付対象経費として計上することが可能です。

【 交付対象外経費と具体例 】（★印は、一部対象あり）

交付対象外経費	具体例
報償費★	・役員手当（役職に対して支払われる報酬等）
交際費	・慶弔費 ・見舞金 ・懇親会費 ・親睦会費 ・新年会費 ・忘年会費 ・慰労会費 ・反省会費 など
食糧費★	・お茶代、弁当代（会議、事業に必要なものを除く。）
委託料★	・事業の全部を委託する場合の委託料
寄附金	・寄附金 ・被災地への義援金 ・募金（共同募金、歳末助け合い募金、赤十字社費等） など
公租公課	・税金 ・登記等に係る費用 など
その他	・交付対象経費とすることが適当でないと区連協が判断するもの

収支決算書の例

令和〇年度 〇〇地区町内自治会連絡協議会 決算書

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(収入の部)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減	摘要
繰越金	300,000	300,000	0	前年度繰越
会費	500,000	500,000	0	各町内自治会から
交付金	90,000	90,000	0	地区連協交付金
雑収入	10,000	10,000	0	利息、寄附金など
合計	900,000	900,000	0	

●交付対象・交付対象外として定める範囲は、地区連協交付金に係る金額分で、会費等の自主財源に係る金額分について、用途の定めはありません。

<例えば>

「役員手当」は、地区連協交付金では対象外経費となりますが、自主財源からの支出であれば問題ありません。

(支出の部)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減	摘要
役員手当	40,000	40,000	0	会長・副会長・会計・監事
賃金	100,000	95,000	-5,000	事務局員への賃金
報償費	20,000	20,000	0	研修会講師謝礼
旅費	40,000	35,000	-5,000	費用弁償
消耗品費	60,000	60,000	0	文房具、用紙、インカードラッジ等
食糧費	30,000	25,000	-5,000	会議・研修会用飲料
印刷製本費	100,000	96,000	-4,000	広報紙発行
通信運搬費	50,000	48,000	-2,000	郵送料、切手代
手数料	2,000	1,000	-1,000	振込手数料
使用料	10,000	5,000	-5,000	会場使用料
備品購入費	30,000	30,000	0	プリンター
負担金	100,000	95,000	-5,000	構成団体・関係団体の事業協力のため
交際費	50,000	40,000	-10,000	慶弔費、見舞金
予備費	268,000	0	-268,000	
合計	900,000	590,000	-310,000	

領収書	
令和〇年〇月〇日	
〇〇地区町内自治会連絡協議会 様	
¥96,000円	
但し、広報紙印刷代金として	
(株)〇〇印刷	

●対象となる領収書等は、地区連協交付金を充てた分のみです。

<例えば>

地区連協交付金が9万円の場合、仮に9万円以上の領収書があれば、この1枚だけの領収書の確認で足りることになります。

差引残高 310,000 円は、次年度に繰越いたします。

上記のとおり、決算報告いたします。

令和〇年〇月〇日 会計 △△ △△

監査の結果、上記決算書に間違いのないことを報告いたします。

令和〇年〇月〇日 監事 □□ □□

領収書等について

- 支出を裏付ける書類として、領収書又はレシートを整理して保管してください。
- 会計帳簿の記載と連動させて用紙等に貼り付けておくと、監査、職員による調査・確認がしやすくなります。
- 領収書には、日付、あて先、金額、内容（明確に）、領収者の住所・氏名・印鑑が必要です。
- レシートの場合は、あて先等を記入してもらう必要はありません。そのまま構いません。

【領収書のサンプル】

不適正な例	適正な例
<p>[領収書]</p> <p>領収書 令和××年×月×日 ① 上 様</p> <p>② ¥ 3,000 円 但し 商品購入代金として</p> <p>発行者 印</p> <p>① 購入者が「〇〇地区町内自治会連絡協議会」であることが特定されていない。</p> <p>② 購入した品物が不明確。</p>	<p>領収書 令和××年×月×日 ③ 〇〇地区町内自治会連絡協議会 様</p> <p>④ ¥ 3,000 円 但し コピー用紙購入代金として</p> <p>発行者 印</p> <p>③ 購入者が「〇〇地区町内自治会連絡協議会」であることが特定されている。</p> <p>④ 購入した品物が明確。</p>

- 交通費や謝礼などを個人に支払う場合には、対象者から領収書をいただくか、〇〇支出差引簿に受領印をいただくようにしてください。

【〇〇支出差引簿のサンプル】

No	住所	氏名	内 訳	金 額	計	受領印
1						
2						
3						
4						

稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱

(目的)

第1条 稲毛区町内自治会連絡協議会（以下「稲毛区連協」という。）会長は、町内自治会の振興及び育成を図るため、稲毛区内に所在する地区町内自治会連絡協議会（以下「地区連協」という。）に対して、この要綱に基づき、予算の範囲内において、地区町内自治会連絡協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象地区等)

第2条 交付金の交付対象地区は別表1のとおりとする。ただし、千葉市地域運営交付金交付要綱第6条の規定に基づき、同要綱第2条に定める補助対象団体で、千葉市地域運営交付金の交付を受ける場合は、交付金の交付対象から除くものとする。

2 交付金の交付の対象となる事業は、地区町内自治会連絡協議会の運営及び事業並びに単位町内自治会等との連絡調整とし、交付対象経費及び交付対象外経費は、別表2のとおりとする。

(交付基準)

第3条 地区連協に対する交付金は、当該地区連協が4月1日から翌年3月31日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表3のとおりとする。

2 交付基準における加入世帯数は、交付年度の前年度の3月31日を基準日とし、基準日時点で当該地区連協に属する町内自治会が把握している加入世帯数の合計とする。

(交付金の交付申請)

第4条 地区連協は、交付金の交付を申請しようとするときは、稲毛区連協会長が指定する日までに、地区町内自治会連絡協議会交付金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、稲毛区連協会長に提出しなければならない。ただし添付書類の第1号及び第2号については、その内容を満たす地区連協の総会資料をもって替えることができるものとし、第4号については、前年の交付金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 地区町内自治会連絡協議会会則

(交付決定通知及び交付時期)

第5条 稲毛区連協会長が、交付金の交付を決定し地区連協に通知するときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

また、稲毛区連協は様式第2号による通知後、速やかに交付金の交付を行うこととする。

(実績報告)

第6条 地区連協は事業等が完了し稲毛区連協会長に報告しようとするときは、地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書(様式第3号)に次の書類を添付して稲毛区連協会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 交付対象経費への支出を行った場合は、領収書その他の支出をしたことを証する書類

(額の確定等)

第7条 稲毛区連協会長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地区町内自治会連絡協議会交付金の額確定通知書(様式第4号)により地区連協に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 稲毛区連協会長は地区連協が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 交付金を第1条に掲げた目的に反する用途に使用したとき。

(3) 交付金の交付の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

(4) 千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号)第4条の2各号に該当することが判明したとき。

2 前項の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消すときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書(様式第5号)によるものとする。

(返還命令)

第9条 稲毛区連協会長は交付金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 稲毛区連協会長は地区連協に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定により交付金の返還を命ずるときは、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書(様式第6号)によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、稲毛区連協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1

交付対象地区（第2条関係）

地区連協名
小中台中学校区（第6地区）
轟町中学校区（第15地区）
稲毛中学校区（第19地区）
千草台中学校区（第20地区）
草野中学校区（第25地区）
山王中学校区（第37地区）
都賀中学校区（第39地区）
緑が丘中学校区（第41地区）
緑町中学校区緑・黒砂（第49地区）

別表2

交付対象経費及び交付対象外経費（第2条関係）

交付対象経費	(1) 共済費 (2) 賃金 (3) 報償費 (4) 旅費 (5) 消耗品費 (6) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等に限る。) (7) 印刷製本費 (8) 通信運搬費 (9) 手数料 (10) 修繕料 (11) 筆耕翻訳料 (12) 保険料 (13) 委託料(事業の全部を委託する場合を除く。) (14) 使用料及び賃借料 (15) 備品購入費 (16) 負担金、補助及び交付金
--------	--

交付対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 役員に対する報酬（費用弁償を除く。） (2) 交際費（慶弔費、見舞金及び懇親会費等） (3) 食糧費（会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等を除く。） (4) 事業の全部を委託する場合の委託料 (5) 寄附金 (6) 公租公課（消費税を除く） (7) その他交付対象経費とすることが適当でないと稲毛区連協会長が認める経費
---------	--

別表3

交付基準（第3条関係）

区 分	補助限度額
団体割	当該地区連協に属する町内自治会数×500円
世帯割	加入世帯数×10円
均等割	20,000円

令和7年度収入支出決算内訳書

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会

収入

(単位:円)

科	目	番号	収入支出年月日	収入額	摘要
補助金	区補助金	1	令和7年6月18日	1,516,000	区連協補助金
		2		0	区連協補助金返還
負担金	負担金	3	令和7年8月15日	92,900	地区連協負担金
繰越金	前年度繰越金	4	令和6年4月1日	742,405	前年度繰越金
雑収入	雑収入	5	令和7年8月18日	880	預金利子(上期分)
		6			預金利子(下期分)
計				2,352,185	

支出

(単位:円)

科	目	番号	収入支出年月日	支出額		予算残額	摘要	
				補助対象経費	補助対象外経費			
事務費	下り書	予算額	400,000	373,437	373,437	0	26,563	
		1	令和7年5月12日	55,000	55,000	0	345,000	切手代(110円×500枚)
		2	令和7年5月27日	22,000	22,000	0	323,000	切手代(110円×200枚)
		3	令和7年6月6日	20,172	20,172	0	302,828	郵送代(総会欠席者へ資料等送付)
		4	令和7年6月10日	69,300	69,300	0	233,528	封筒
		5	令和7年6月30日	7,730	7,730	0	225,798	消耗品(トナー)
		6	令和7年7月16日	2,182	2,182	0	223,616	認可地縁団体関係書物
		7	令和7年9月16日	16,512	16,512	0	207,104	郵送代(町内自治会のしおり)
		8	令和7年10月2日	17,568	17,568	0	189,536	郵送代(下期世帯数調査)
		9	令和7年10月2日	22,000	22,000	0	167,536	切手代(110円×200枚)
		10	令和7年10月9日	110	110	0	167,426	消耗品(封筒)
		11	令和7年11月21日	87,640	87,640	0	79,786	消耗品(フラットファイル等)
		12	令和7年12月22日	22,000	22,000	0	57,786	切手代(110円×200枚)
		13	令和8年2月	31,223	31,223	0	26,563	消耗品(テプラカートリッジ等)
14		0	0	0	26,563			
会議費	総会費	予算額	153,000	55,206	55,206	0	97,794	
		1	令和7年4月23日	17,280	17,280	0	135,720	通常総会案内郵送費*
		2	令和7年5月10日	15,960	15,960	0	119,760	通常総会会場使用料(前日準備含む)
		3	令和7年5月14日	15,769	15,769	0	103,991	通常総会表彰記念品等
		4	令和7年5月14日	6,197	6,197	0	97,794	通常総会表彰筒等
	5		0	0	0	97,794		
	役員会議費	予算額	30,000	12,895	12,895	0	17,105	
		1	令和7年5月9日	3,823	3,823	0	26,177	会議用お茶代
		2	令和7年6月10日	9,072	9,072	0	17,105	会議用お茶代
		3		0	0	0		
経費・報酬費	活動研究費	予算額	250,000	224,792	224,792	0	25,208	
		1	令和8年3月2日	224,792	224,792	0	25,208	視察研修会
	費用弁償	予算額	126,000	110,000	110,000	0	16,000	
1	令和8年3月31日	110,000	110,000	0	16,000	費用弁償		
交付金	交付金	予算額	782,000	781,310	781,310	0	690	
		1	令和7年7月25日	717,480	717,480	0	64,520	交付金711,100円+手数料6,380円(37以外)
2	令和7年8月15日	63,830	63,830	0	690	交付金62,950円+手数料880円(37)		
交際費	交際費	予算額	20,000	8,000	0	3,000	12,000	
		1	令和7年10月15日	5,000	0	5,000	15,000	弔慰金(5,000円×1人)
2	令和7年11月21日	3,000	0	3,000	12,000	賀詞交換会会費(3,000円×1人)		
予備費	予備費	予算額	591,489	0	0	0	591,489	
1		0	0	0	591,489			
計				2,352,489	1,565,640	1,557,640	8,000	786,849

区連協補助金	1,516,000
補助対象経費の支出	1,557,640
差引	▲ 41,640

上記監査いたしました。

令和 年 月 日 監事

令和 年 月 日 監事

令和7年度収入支出決算書

収入

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

(単位:円)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	差引額 (対予算現額)	摘要
項	目					
補助金		1,516,000	1,516,000	1,516,000	0	区連協補助金の返還額:0円
		区補助金	1,516,000	1,516,000	1,516,000	
負担金		92,900	92,900	92,900	0	地区連協負担金(稲毛区内各地区連協) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
		負担金	92,900	92,900	92,900	
繰越金		742,405	742,405	742,405	0	
		前年度繰越金	742,405	742,405	742,405	
雑収入		1,184	1,184	880	▲ 304	預金利子
		雑収入	1,184	1,184	880	
計		2,352,489	2,352,489	2,352,185	▲ 304	

支 出

(単位:円)

科 目		当初予算額	流用額	予算現額	支出済額	差引額 (対予算現額)	摘要
項	目						
事務費		400,000	0	400,000	373,437	26,563	
	事務費	400,000	0	400,000	373,437	26,563	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	0	183,000	68,101	114,899	
	総会費	153,000	0	153,000	55,206	97,794	総会に係る表彰用品・開催案内郵送代等
	役員会議費	30,000	0	30,000	12,895	17,105	会議飲料代・会場使用料等
旅費・報償費		376,000	0	376,000	334,792	41,208	
	活動研修費	250,000	0	250,000	224,792	25,208	視察研修会
	費用弁償	126,000	0	126,000	110,000	16,000	会議出席者交通費
交付金		782,000	0	782,000	781,310	690	
	交付金	782,000	0	782,000	781,310	690	稲毛区内各地区連協への交付金
交際費		20,000	0	20,000	8,000	12,000	
	交際費	20,000	0	20,000	8,000	12,000	賀詞交換会会費・弔慰金
予備費		591,489	0	591,489		591,489	
	予備費	591,489	0	591,489		591,489	
計		2,352,489	0	2,352,489	1,565,640	786,849	

(収入済額)

2,352,185円

(支出済額)

1,565,640円

(繰越予定額)

786,545円

(次年度へ繰越)

— =

令和8年度通常総会の開催について

1 令和8年度通常総会までの日程

(1) 監事会……令和8年4月7日(火) 13時30分から

- ・令和7年度決算審査

(2) 第1回三役会理事会……令和8年4月7日(火) 14時00分から

- ・令和8年度役員決定
- ・通常総会役割分担決定
- ・令和7年度決算報告並びに令和8年度予算(案)

(3) 通常総会打ち合わせ会……令和8年4月21日(火) 14時00分から

- ・通常総会開催に係る打合せ【議長団を含む】
- ・被表彰者の確認

(4) 通常総会……令和8年5月10日(日) 10時00分から

2 議長団・議事録署名人及び監事の役割分担について

歴代一覧 別紙のとおり

歴代議長団・議事録署名人・監事 選出地区一覧（令和元年～）

項目 地区連	議長団										
	当番年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計(回)	R7まで回数	R8まで回数
第6地区	●					●			●	2	2
第15地区				●					●	1	2
第19地区		●					●			2	2
第20地区	●							●		2	2
第25地区				●						1	1
第37地区		●							●	1	2
第39地区						●				1	1
第41地区			●				●			2	2
第49地区			●					●		2	2
議事録署名人											
当番年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計(回)	R7まで回数	R8まで回数	
第6地区		●				●		●	2	2	
第15地区			●		●			●	2	2	
第19地区				●				●	1	2	
第20地区				●				●	1	2	
第25地区	●				●				2	2	
第37地区			●						1	1	
第39地区		●					●		2	2	
第41地区							●		1	1	
第49地区	●					●			2	2	
監事											
当番年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計(回)	R7まで回数	R8まで回数	
第6地区				●				●	1	2	
第15地区		●				●			2	2	
第19地区	●						●		2	2	
第20地区			●		●				2	2	
第25地区			●				●		2	2	
第37地区	●					●			2	2	
第39地区				●					1	1	
第41地区		●						●	1	2	
第49地区					●				1	1	

議長団・議事録署名人及び監事の役割分担について

議長 団 (2名)	第 地区
	第 地区
議事録署名人 (2名)	第 地区
	第 地区
監 事 (2名)	第 地区
	第 地区

令和8年度区連協要望事項の提出について

1 記入・提出方法

- (1) 各地区連協の要望事項は、単位町内自治会から提出されたものを精査し、3件程度を目安に提出くださるようお願いいたします。
- (2) 記入及び提出の際は、所定の書式を使用してください。
- (3) 要望事項は、問題点を簡潔明瞭にまとめ、書式1枚に要望事項1件を記入してください。なお、必要に応じ、図面・写真等の資料を添付してください。
- (4) 要望事項がない場合でも、その旨を書面で回答してください。

2 提出期限

令和8年4月24日(金)を目安にご提出をお願いします。提出期限に間に合わない場合はご連絡ください。(添付の返信用封筒をお使いください。)

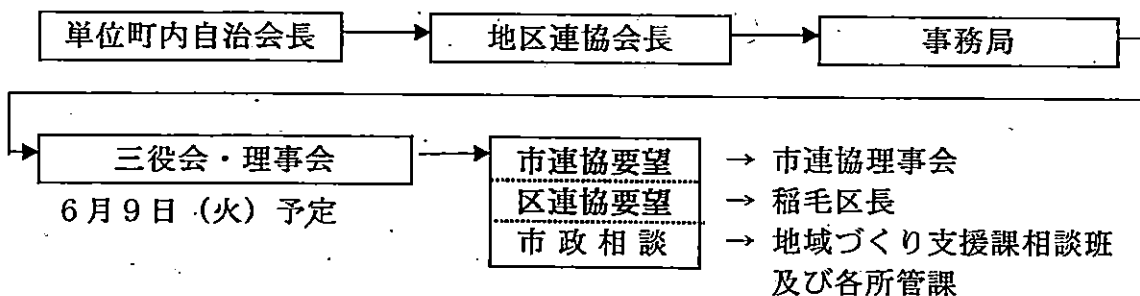
3 要望事項の分類

- (1) 要望事項は、その内容により次のとおり分類します。

分類	要望事項の内容
市連協要望	全市的な問題であり、各区共通の課題であるもの。
区連協要望	稲毛区の特徴的問題であり、区内共通の課題であるもの。
市政相談	地域住民共通の身近な問題であり、地元町内自治会や住民だけでは解決が困難で、行政と協力して処理することが必要なもの。

- (2) U字溝、カーブミラー等の設置、日常の維持管理等については、直接、花見川・稲毛土木事務所(維持建設課維持班：☎257-8843)へ連絡してください。
- (3) 要望事項の内容によって(特に、道路規制等の警察関係要望)は、担当部署へ直接要望することで、区連協要望よりも早期解決できる可能性があります。

4 おおまかな処理の流れ及びスケジュール



市連協要望は、市連協理事会に諮られ、審議検討を加えたのち、本庁市民自治推進課経由で関係する部署へ送付されます。

区連協要望は、稲毛区長から市役所市民自治推進課を経由し、関係する部署へ送付されます。

5 提出先

〒263-8733 千葉市稲毛区穴川4-12-1

稲毛区町内自治会連絡協議会事務局(稲毛区役所地域づくり支援課内)

担当:

電話: 043-284-6105 FAX: 043-284-6149

Eメール: chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp

その他

令和8年度地区連協負担金内訳(見込み)

各地区連協の負担金は、下記のとおりとする。

- 1 世帯割金額と均等割金額の合計額を負担金額とする
- 2 世帯割金額: 1世帯につき1円を乗じた額(100円未満切捨)
- 3 均等割金額: 1地区あたり5,000円
- 4 世帯数は令和8年3月31日現在で算出する
- 5 ()内は令和7年度の数値である

単位:円

地区連	世帯数	世帯割金額 A	均等割金額 B	合計金額 A+B
第6地区	10,360 (10,442)	10,300 (10,400)	5,000 (5,000)	15,300 (15,400)
第15地区	4,607 (4,597)	4,600 (4,500)	5,000 (5,000)	9,600 (9,500)
第19地区	7,758 (7,656)	7,700 (7,600)	5,000 (5,000)	12,700 (12,600)
第20地区	4,062 (4,079)	4,000 (4,000)	5,000 (5,000)	9,000 (9,000)
第25地区	5,658 (5,685)	5,600 (5,600)	5,000 (5,000)	10,600 (10,600)
第37地区	3,646 (3,745)	3,600 (3,700)	5,000 (5,000)	8,600 (8,700)
第39地区	2,539 (2,534)	2,500 (2,500)	5,000 (5,000)	7,500 (7,500)
第41地区	5,869 (6,050)	5,800 (6,000)	5,000 (5,000)	10,800 (11,000)
第49地区	3,593 (3,690)	3,500 (3,600)	5,000 (5,000)	8,500 (8,600)
合計	48,092 (48,478)	47,600 (47,900)	45,000 (45,000)	92,600 (92,900)

下段()は昨年度数値

※3月中に世帯数の変更が届けられた場合、金額が変わる可能性があります。

※回収は7月の予定です。

令和8年度地区連協 交付金内訳（見込み）

各地区連協の交付金は、下記のとおりとする。

- 1 団体割金額、世帯割金額及び均等割金額の合計額を交付額とする
- 2 団体割金額：1団体当たり500円を乗じた額
- 3 世帯割金額：1世帯当たり10円を乗じた額
- 4 均等割金額：1地区あたり：20,000円
- 5 団体数・世帯数は令和8年3月31日現在で算出する

金額の単位：円

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
稲毛区	6	47	500	23,500	10,360	10	103,600	20,000	147,100
	15	26	500	13,000	6,317	10	63,170	20,000	96,170
	19	22	500	11,000	7,758	10	77,580	20,000	108,580
	20	8	500	4,000	4,062	10	40,620	20,000	64,620
	25	20	500	10,000	5,658	10	56,580	20,000	86,580
	37	11	500	5,500	3,646	10	36,460	20,000	61,960
	39	16	500	8,000	2,539	10	25,390	20,000	53,390
	41	28	500	14,000	5,869	10	58,690	20,000	92,690
	49	6	500	3,000	3,593	10	35,930	20,000	58,930
	184						合計		770,020

※3月中に自治会の結成・解散や、世帯数の変更が届けられた場合、金額が変わる可能性があります。

※交付は6～7月の予定です。

(参考：昨年度)

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
稲毛区	6	47	500	23,500	10,442	10	104,420	20,000	147,920
	15	27	500	13,500	6,274	10	62,740	20,000	96,240
	19	22	500	11,000	7,656	10	76,560	20,000	107,560
	20	8	500	4,000	4,079	10	40,790	20,000	64,790
	25	20	500	10,000	5,685	10	56,850	20,000	86,850
	37	11	500	5,500	3,745	10	37,450	20,000	62,950
	39	16	500	8,000	2,534	10	25,340	20,000	53,340
	41	28	500	14,000	6,050	10	60,500	20,000	94,500
	49	6	500	3,000	3,690	10	36,900	20,000	59,900
							合計		774,050